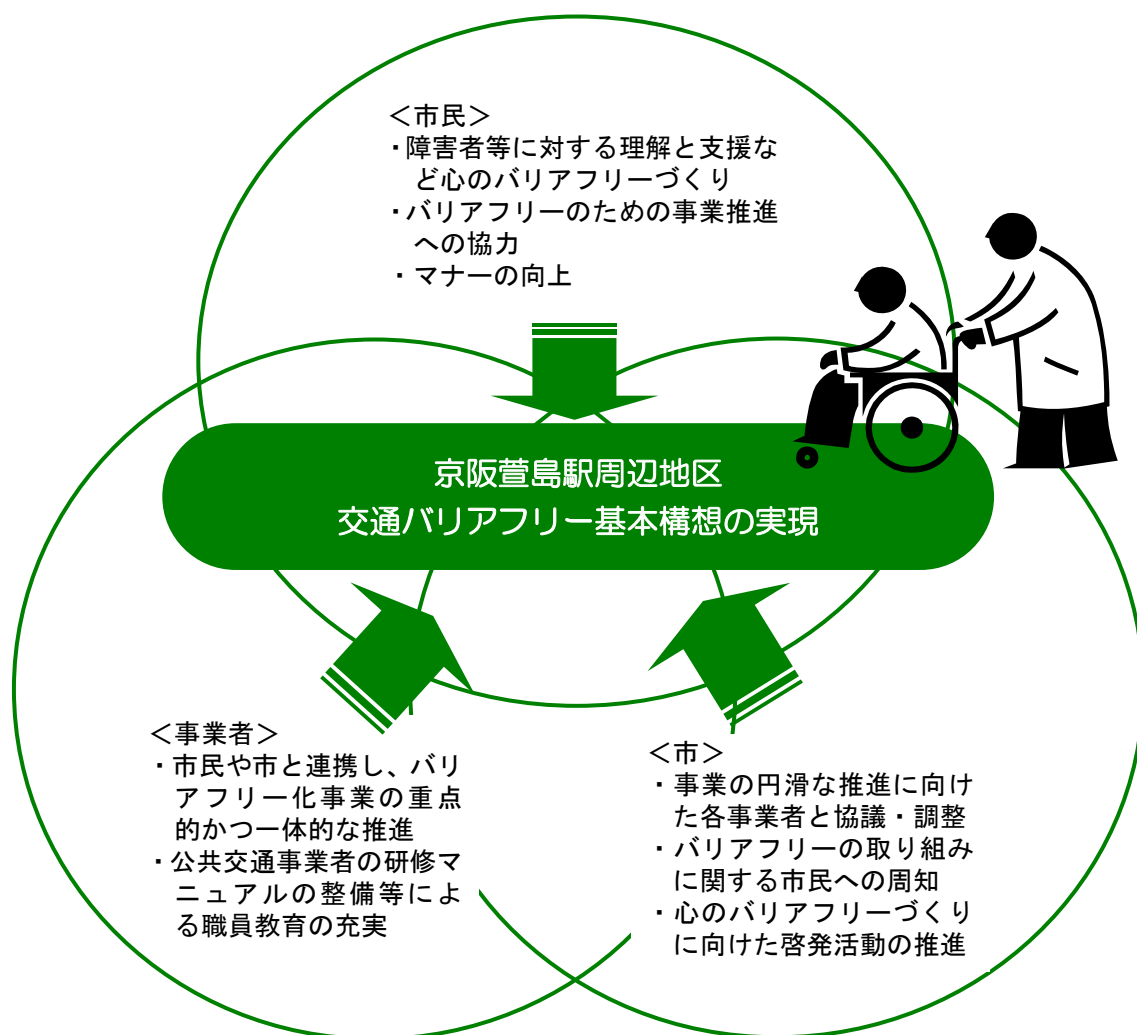


第5章 基本構想の実現に向けて

5-1. 市民、事業者、市が協働して取り組むバリアフリーのまちづくり

基本構想の実現に向けては、市民、事業者（公共交通事業者、道路管理者、交通安全事業者等）、市がそれぞれの役割をふまえ、お互いに密接な連携を図り、協働によるバリアフリーのまちづくりに取り組む必要があります。

図5-1 交通バリアフリー基本構想実現のための役割分担



また、市民、事業者（公共交通事業者、道路管理者、交通安全事業者等）、市ができることから、一つずつ取り組みをはじめていくことが重要です。

「できることから始めよう」心のバリアフリーづくり

■人にやさしい心づくり

- ・街角で困っている人を見かけたときに、声をかけて手助けするなど

■マナーの向上

- ・安全で快適な歩行空間を確保するために、迷惑駐車や自転車の放置を自粛するなど

* 例えば、自転車の放置がなくなるだけでも、高齢者、身体障害者等が安全で円滑に移動できる環境の整備を進めることができます。



視覚障害者用誘導ブロック上に放置された自転車



みんなが通る通行経路に放置された自転車

「できることから始めます」バリアフリーのまちづくり

■市民に対して…

- ・“人にやさしい心づくり” や “マナーの向上” のための啓発

■道路では…

- ・放置自転車の撤去
- ・道路の凸凹の修復
- ・視覚障害者誘導用ブロックの点検・整備
- ・路上の看板や張り出し物、突起物などの除去

■その他…

- ・合同パトロールの実施やPR標識設置などによる不法駐車の取り締まりの強化
- ・街頭指導や啓発活動の実施による放置自転車などの対策の強化
- ・駅と周辺地域を結ぶバスサービスなどの検討

5-2. 基本構想策定後の取り組み

基本構想を実現していくためには、市民、事業者、市それぞれが、できることから一つ一つ取り組んでいくとともに、それぞれの役割分担にしたがい、交通バリアフリーのまちづくりを推進していく必要があります。

このためには、まず、市民の基本構想に対する理解や事業推進への協力が不可欠であり、市民の心のバリアフリーを育むための啓発などが重要となります。

また、交通バリアフリー法では、基本構想に盛り込まれた事業が確実に実施していくために、各事業者が特定事業計画を作成し、実施していくことが義務づけられています。

これら特定事業について、整合性を図りつつ確実な実施が行えるよう、交通バリアフリー事業へのさらなる支援策の充実等を国や府へ働きかけていくとともに、事業者間の特定事業の調整や事業の進捗状況のチェックも重要となります。

これら基本構想策定後の取り組みを示すと次のようになります。

(1) 市民への啓発や情報の提供

市民の心のバリアフリーの育成や地域が主体となったまちづくりを推進していくための啓発とともに、交通バリアフリーの取り組みに関する情報の提供に努めていきます。

(2) 基本構想に基づく特定事業計画の作成

基本構想に示した特定事業の内容について、公共交通事業者や道路管理者、交通安全事業者等が、事業の実施主体として、具体的な特定事業計画を作成します。

(3) 事業推進のための連絡会の設置

バリアフリー化への積極的な取り組みを推進していくため、事業者を中心とした連絡会を設置し、事業者間の特定事業等の調整を行っていきます。

また、事業の進捗管理を行うため、地域の協力も視野に入れた管理体制や管理方法を検討し、事業の進捗調整に努めていきます。

5-3. 心のふれあいを育む交通バリアフリーのまちづくり

特定経路や準特定経路などの整備は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るとともに、次のような視点も踏まえながらまちづくりに取り組むことにより、京阪萱島駅周辺地区が本市の南核として、人々の交流を促し、にぎわいと活気、ふれあいに満ちたまちづくりを推進することにつながります。

(1) 京阪萱島駅は、地域の玄関口として交流の拠点として利用しやすくしていくとともに、“みんなに愛される駅”として育んでいくこと

(2) 駅周辺の特定経路や準特定経路は、“市民の生活のみち”として、暮らしの拠点、交流の場にふさわしい空間やまちなみを形成していくこと

(3) 沿道の店舗や住宅などにおいてもバリアフリー化を推進し、高齢者、身体障害者等、“誰もが生活しやすいまち”にしていくこと

また、交通バリアフリーのまちづくりを推進していくためには、市民、事業者、市が協働して取り組むことが重要です。

以上のようなまちづくりの視点も踏まえ、京阪萱島駅周辺地区において、市民、事業者、市が協働して取り組むまちづくりのテーマを、「心のふれあいを育む交通バリアフリーのまちづくり」として、交通バリアフリーのまちづくりに取り組んでいくこととします。

参 考 资 料

参考資料－１ 基本構想策定の経過及び連絡会設置要綱等

■「京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」の策定経過

	実施日	会議等	検討内容等
平成十六年	9月1日(水)	第1回連絡会 及び 第1回作業部会	京阪萱島駅周辺交通バリアフリー基本構想策定連絡会及び同作業部会の設置 ○連絡会の設立、会長及び副会長の選出、現況報告、今後の進め方、アンケート調査(案)及びタウンウォッチング調査(案)の検討、
	8月～9月	現況調査の実施	
	9月10日(金) ～9月20日(月)	高齢者、身体障害者等対象アンケート調査の実施	
	10月3日(日)	高齢者、身体障害者等立会い実態点検調査(タウンウォッチング調査及び意見交換)の実施	
	10月27日(水)	第2回作業部会	○タウンウォッチング調査結果の報告 ○アンケート調査結果の報告 ○重点整備地区、特定経路等の検討
	11月12日(金)	第3回作業部会	○基本構想(素案)の検討
	11月24日(水)	第2回連絡会	○基本構想の策定に向けて ○重点整備地区、特定経路等の整備の方向(案)について ○基本構想(素案)について
	12月6日(月)	第4回作業部会	○基本構想(素案)について
平成十七年	1月15日(土) ～1月31日(月)	基本構想(素案)を公表し、市民意見を募集	
	2月9日(水)	第5回作業部会	○パブリックコメントと基本構想(素案)の修正について
	2月16日(水)	第3回連絡会	○パブリックコメントと基本構想(素案)の修正について ○基本構想について



京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定連絡会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定に当たって、意見の交換及び関係者相互の連絡調整を図るため、京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)をいう。
- (2) 移動円滑化 法第2条第2項に定める移動円滑化をいう。
- (3) 京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想 京阪萱島駅周辺地区における法第6条第1項の規定に基づく基本構想をいう。

(所掌事務)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について意見の交換及び関係者相互の連絡調整を行う。

- (1) 京阪萱島駅周辺地区におけるバリアフリー化の状況に関する事項
- (2) 法第2条第7項に定める重点整備地区に関する事項
- (3) 旅客施設、道路、駅前広場等における移動円滑化のための事業に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、移動円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第4条 連絡会は、別表第1に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、連絡会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し連絡会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 連絡会の円滑な運営を図るため、連絡会に、資料の作成等を行う京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる者(以下「作業部会委員」という。)をもって組織する。
- 3 作業部会に、部会長及び副部会長1人を置き、作業部会委員の互選によりこれらを定める。
- 4 作業部会の会議については、連絡会の会議の例による。

(庶務)

第8条 連絡会の庶務は、まち政策部都市計画室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年6月28日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想が策定された日限り、その効力を失う。

別表第1(第4条関係)

学識経験者	1人
地域住民	4人
地元商店会会員	1人
寝屋川市身体障害者福祉会会員	1人
寝屋川市身体障害者福祉会 聴力言語障害者部会会員	1人
寝屋川市身体障害者福祉会 視力部会会員	1人
寝屋川市老人クラブ連合会会員	2人
大阪府枚方土木事務所(建設部局)職員	1人
寝屋川警察署職員	1人
京阪電気鉄道株式会社職員	1人
京阪バス株式会社職員	1人
近鉄バス株式会社職員	1人
企画財政部長	
市民生活部長	
まち政策部付部長	
まち建設部長	
保健福祉部長	
まち政策部長	
アドバイザー 近畿運輸局交通環境部消費者行政課職員	
アドバイザー 大阪府建築都市部建築指導室建築企画課職員	

別表第2(第7条第2項関係)

大阪府枚方土木事務所(建設部局)職員	1人
寝屋川警察署職員	1人
京阪電気鉄道株式会社職員	1人
京阪バス株式会社職員	1人
近鉄バス株式会社職員	1人
企画財政部企画政策室長	
市民生活部商工課長	
まち政策部まちづくり指導課長	
まち政策部住環境整備課長	
まち建設部道・みどり室道路管理課長	
まち建設部道・みどり室道路建設課長	
まち建設部道・みどり室公園緑地課長	
まち建設部道・みどり室交通対策課長	
保健福祉部高齢介護室長	
保健福祉部障害福祉課長	
まち政策部都市計画室長	

■連絡会委員 <別表第1(第4条関係)>

	氏名	職名	備考
学識経験者	高岸 節夫	大阪府立工業高等専門学校 教授	会長
地域住民代表	林 茂	萱島南町自治会 会長	副会長
	山下 進	下神田町自治会 会長	
	矢倉 要範	萱島信和町第1自治会 会長	
	松川 庄一	萱島本町自治会 会長	
各種団体代表	伊藤 重剛	京阪トップ商店街会長	
	池端 信亮	寝屋川市身体障害者福祉会 会長	
	笹川 和廣 (後任)	寝屋川市身体障害者福祉会 聴力・言語障害者部会	
	丸山 久雄	寝屋川市身体障害者福祉会 視覚部会 会長	
	越智 秋夫	寝屋川市老人クラブ連合会 会長	
	竹内 富造	寝屋川市老人クラブ連合会 副会長	
関係機関	青木 誠	大阪府枚方土木事務所 建設課長	
	岡本 賢三	寝屋川警察署 交通課長	
	奥野 寿也	京阪電気鉄道株式会社 鉄道事業部 技術課課長	
	高川 央	京阪バス株式会社 交野地区運輸長兼交野営業所長	
	斎田 稔	近鉄バス株式会社 営業部営業チーム課長	
寝屋川市職員	荒川 俊雄	理事兼企画財政部長	
	山本 實	保健福祉部長	
	片本 隆	市民生活部長	
	乾 敏夫	まち建設部長	
	岡本 政生	まち政策部長	
	高山 敏夫	まち政策部付部長	
アドバイザー	松場 圭一	近畿運輸局交通環境部消費者行政課長	
	山下 明	大阪府建築都市部建築指導室建築企画課 課長補佐	

■作業部会委員 <別表第2(第7条第2項関係)>

	氏名	職名	備考
関係機関	井手下 均	大阪府枚方土木事務所 建設課 交通安全グループ 総括主査	
	宮本 哲也	寝屋川警察署 交通課 交通規制係 警部補	
	泉 雅次	京阪電気鉄道株式会社 鉄道事業部 技術課係長	
	高川 央	京阪バス株式会社 交野地区運輸長兼交野営業所長	
	西口 兵治	近鉄バス株式会社 営業部営業チーム主幹	
寝屋川市職員	西村 裕	企画財政部 企画政策室長	副副会長
	高橋 悦雄	市民生活部 商工課長	
	村山 欣也	保健福祉部 高齢介護室長	
	村井 賢一	保健福祉部 障害福祉課長	
	中道 能行	まち建設部 道・みどり室 道路管理課長	
	金澤 靖雄	まち建設部 道・みどり室 道路建設課長	
	高橋 佳行	まち建設部 道・みどり室 室長兼公園緑地課長	
	西本 一秀	まち建設部 道・みどり室 交通対策課長	
	石原 重信	まち政策部 まちづくり指導課長	
	谷田 博延	まち政策部 住環境整備課長	
	小西 康弘	まち政策部 都市計画室長	

参考資料ー２ 交通バリアフリー法の概要と仕組み (国のパンフレットより抜粋)

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)
平成12年5月17日公布、同年11月5日施行

1. 法律の趣旨

高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、

- ① 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。
- ② 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

2. 法律の基本的な仕組み

① 基本方針の作成

運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣（現在は、国土交通大臣等に変更）が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

② 交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務

交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務づけます。

③ 市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

ア. 市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設（注）」）を中心とした地区（「重点整備地区」）について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

イ. 基本構想に基づく事業の実施

交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

④ バリアフリー化に関する情報の提供

安心して公共交通機関を利用していただけるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供します。

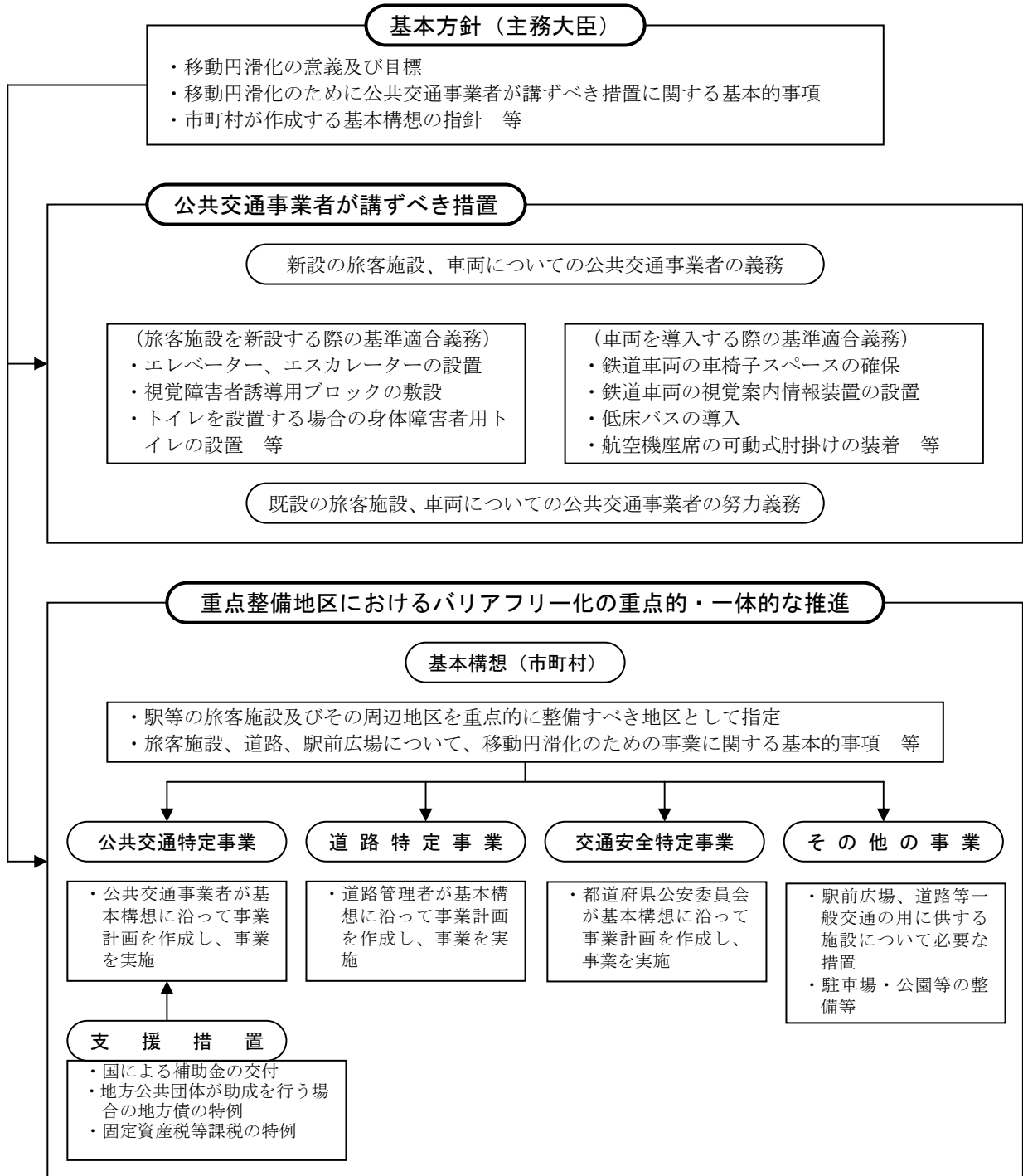
(注) 市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたす旅客施設です。

ア. 1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設

イ. 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者の利用者数がア.の旅客施設と同程度と認められる旅客施設

ウ. その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設

■交通バリアフリー法の仕組み



参考資料－３ 高齢者、身体障害者等アンケート調査結果の概要

１．調査の目的、回収状況等

１－１．調査の目的

基本構想策定の対象となる京阪萱島駅から1km圏に居住する身体障害者、高齢者、乳児のいる保護者等が公共交通機関等を利用した移動に際する駅、道路、交通機関の移動（利用）困難箇所や改善要望などを把握し、京阪萱島駅周辺地区におけるバリアフリー推進のための基本的な課題について整理を行う。

１－２．調査対象区域及び対象者

京阪萱島駅よりおおむね1kmの萱島信和町、東神田町、上神田1丁目及び2丁目、中神田町、御幸東町、御幸西町、下神田町、萱島桜園町、萱島本町、萱島東1丁目～3丁目、萱島南町、南水苑町、下木田町に居住する平成16年9月1日現在で65歳以上の方、平成16年9月1日現在において身体障害者手帳を所持する20歳以上の方、平成16年9月1日現在6ヶ月～1歳半の子ども（乳児）のいる世帯

１－３．調査票配布及び回収方法

- ① 調査票配布及び回収方法…郵送配布及び郵送回収
- ② 配布及び回収、集計・分析期間
 - ・配布日…平成16年9月8日（水）
 - ・回収期限…平成16年9月20日（月）

１－４．アンケートの配布・回収結果

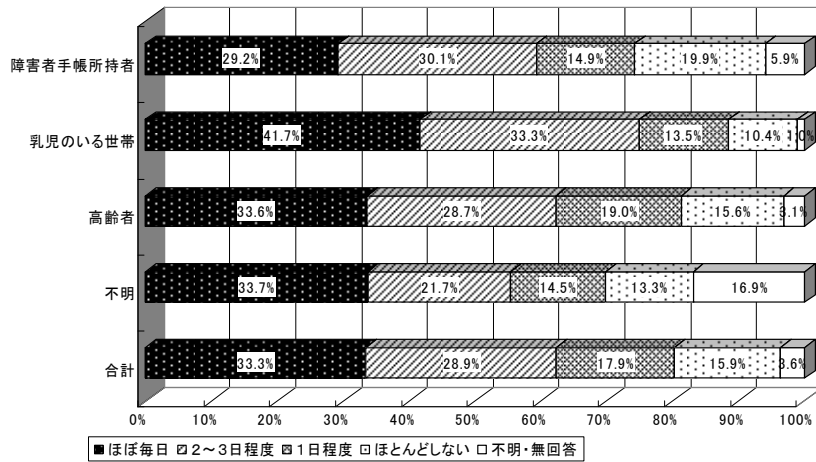
	配布数	回収数	回収率
身体障害手帳所持者(20歳以上)	730	322	44.1%
乳児のいる世帯	220	96	43.6%
高齢者	3,327	1,501	45.1%
不明		83	
合計	4,277	2,002	46.8%

２．アンケートの集計結果の概要

２－１．回答者の属性

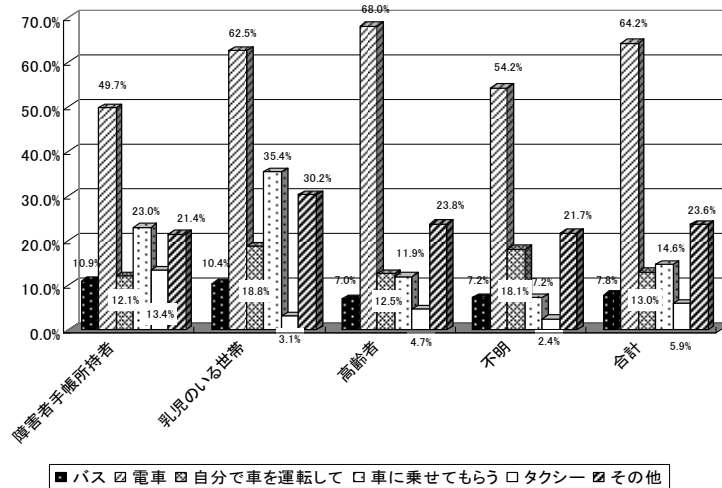
		障害者手帳所持者		乳児のいる世帯		高齢者		不明		合計	
性別	男	172	53.4%	9	9.4%	669	44.6%	1	1.2%	851	42.5%
	女	148	46.0%	87	90.6%	820	54.6%	1	1.2%	1,056	52.7%
	不明・無回答	2	0.6%	0	0.0%	12	0.8%	81	97.6%	95	4.7%
	回答者計	322	100.0%	96	100.0%	1,501	100.0%	83	100.0%	2,002	100.0%

2-2. 1週間の外出頻度回答者の属性

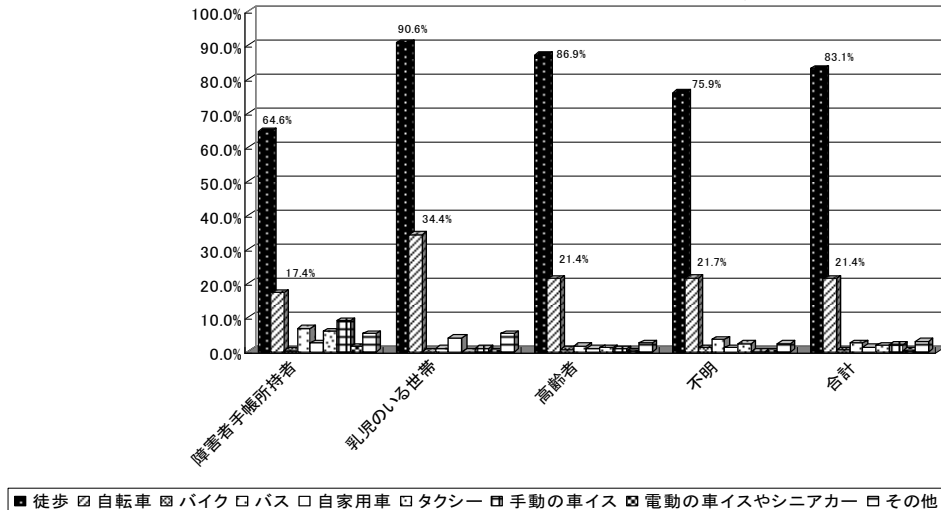


2-3. 外出するときの交通手段と京阪萱島駅までの交通手段

■外出に際する交通手段（複数回答可 2つまで）

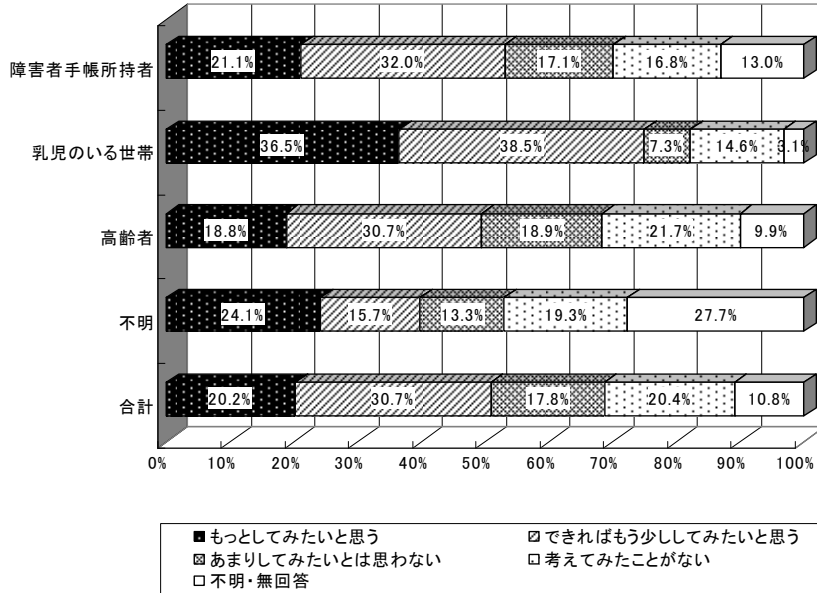


■京阪萱島駅までの交通手段駅（複数回答可 2つまで）

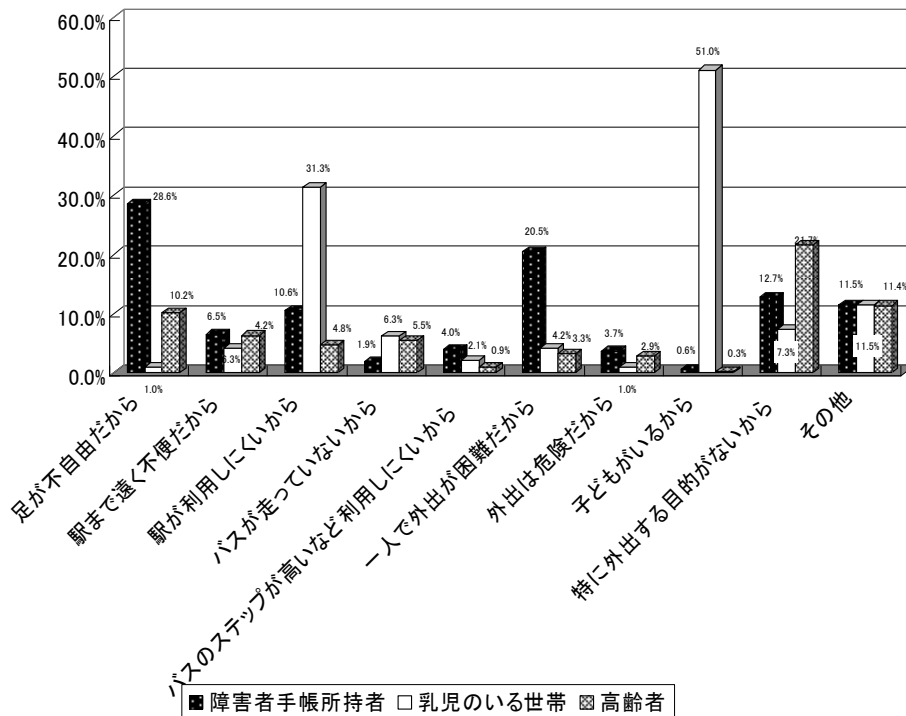


2-4. 公共交通機関を利用した外出の要望

■公共交通機関を利用した外出の要望

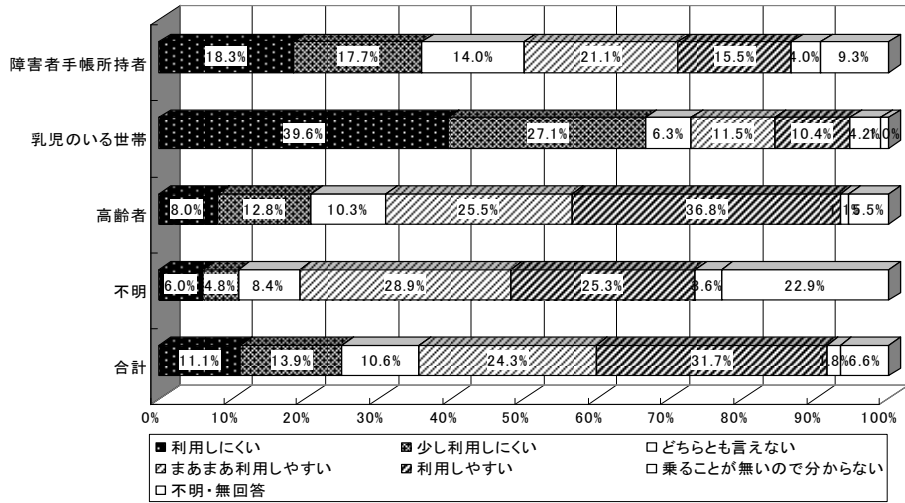


■外出が思うようにできない理由（複数回答可 2つまで）

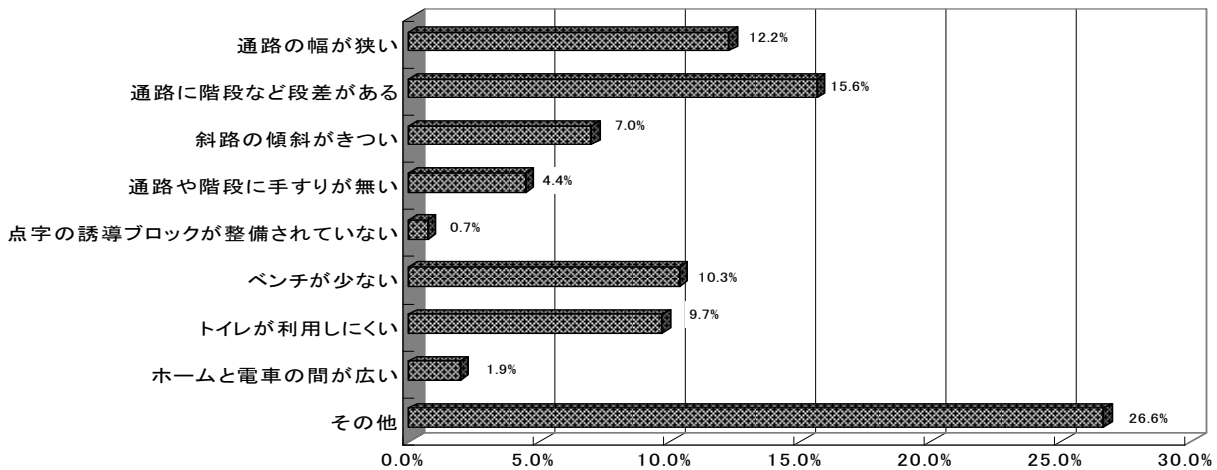


2-5. 京阪萱島駅について

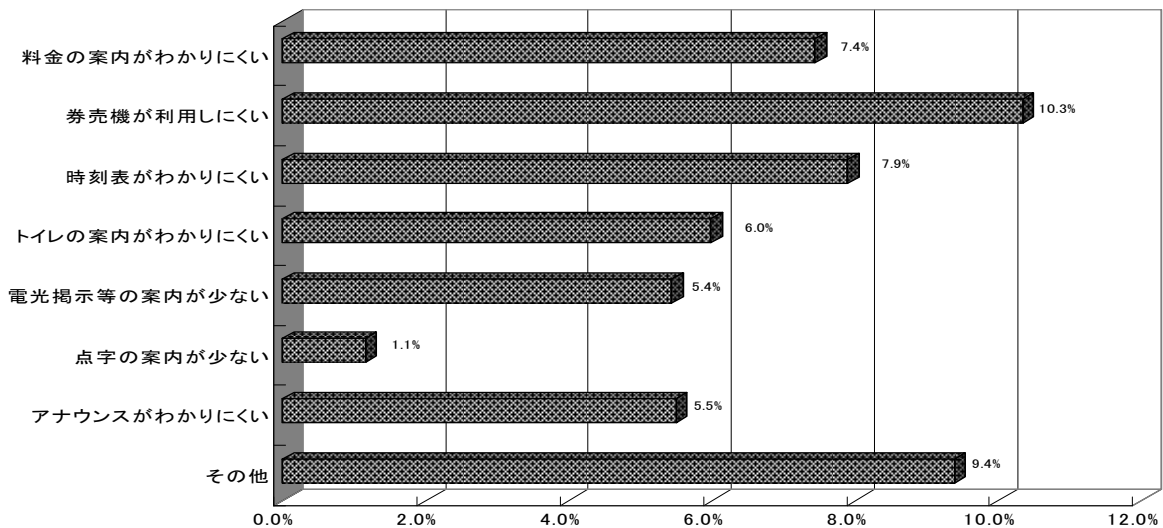
■京阪萱島駅の利用のしやすさ



■京阪萱島駅の施設面での利用しにくい点 (複数回答可 3つまで)

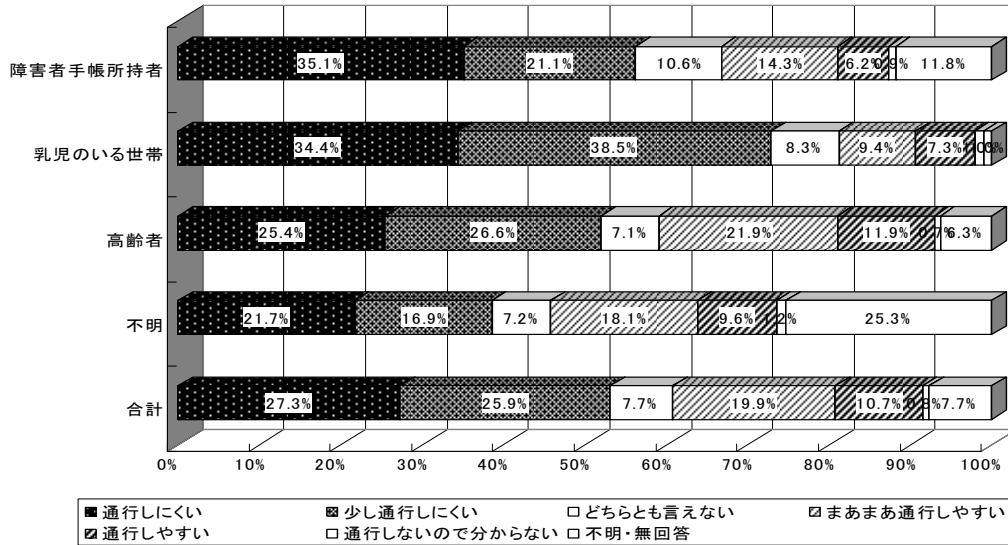


■京阪萱島駅の案内等での利用しにくい点 (複数回答可 3つまで)

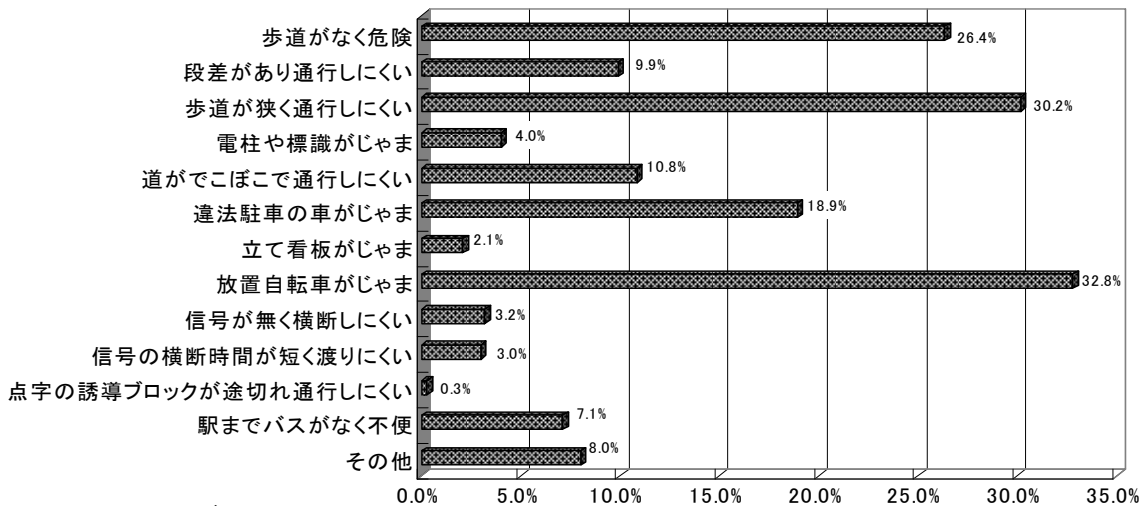


2-6. 京阪萱島駅周辺の道路について

■京阪萱島駅周辺道路の通行のしやすさ

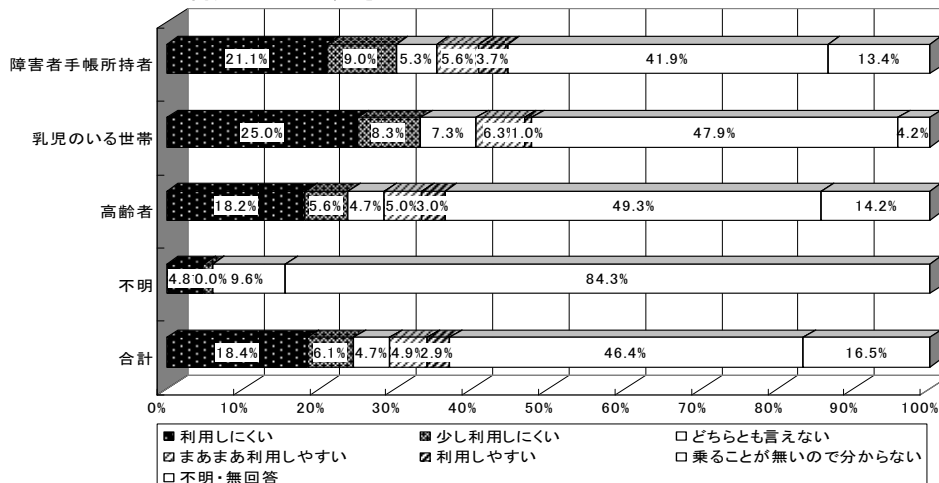


■京阪萱島駅周辺の道路で困っていること (複数回答可 3つまで)

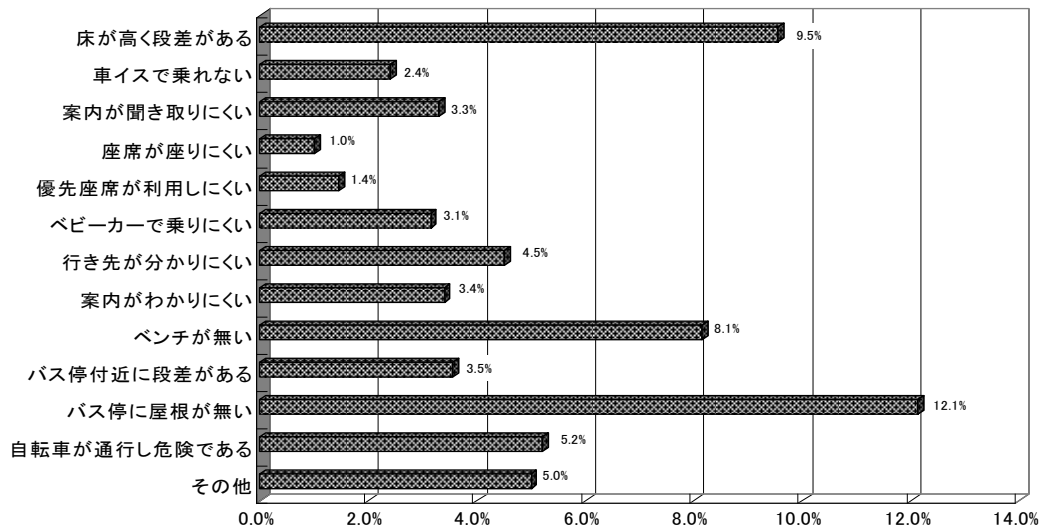


2-7. バスについて

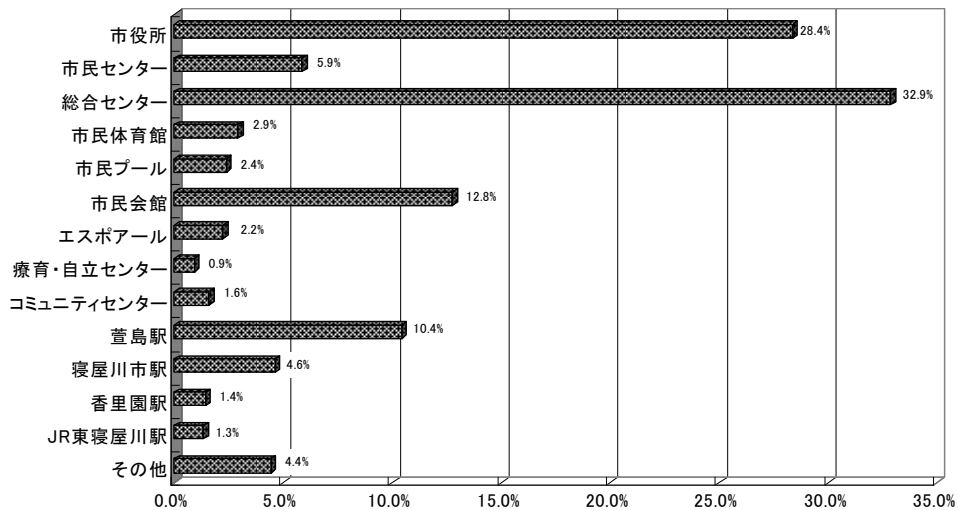
■バスの利用のしやすさ



■バスの利用に際して困ること (複数回答可 3つまで)

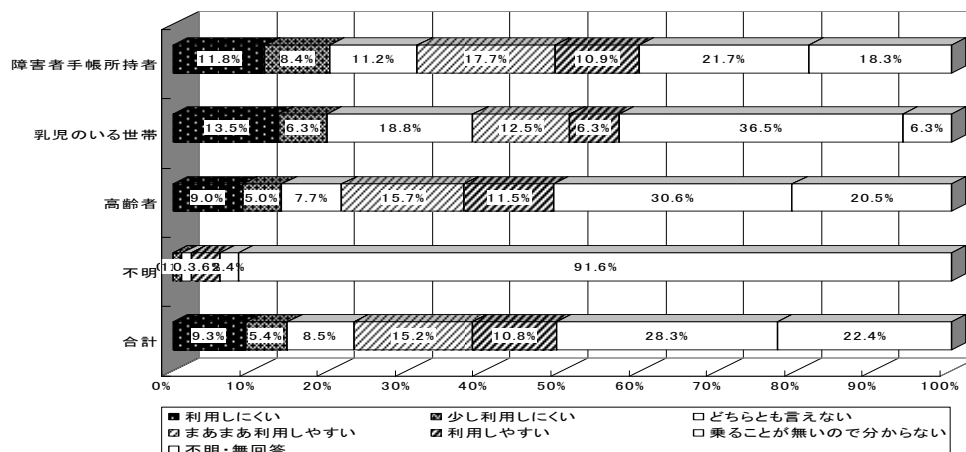


■バスで利用が便利になれば良い市内の施設 (複数回答可 3つまで)

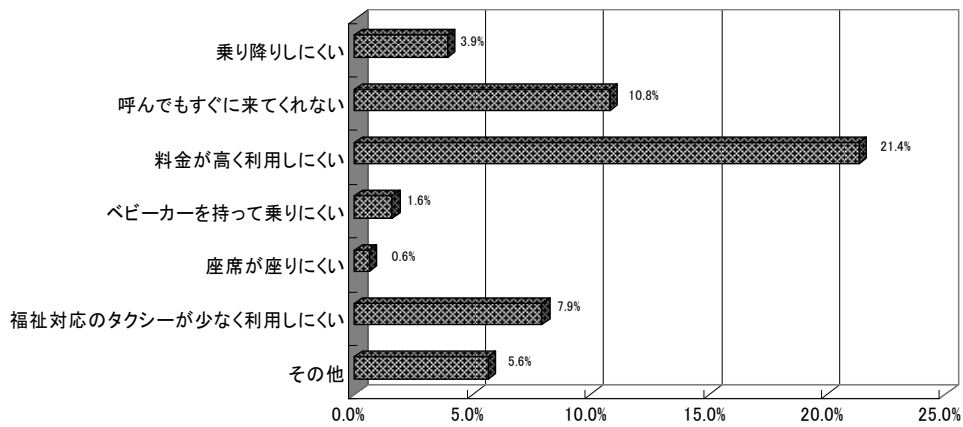


2-8. タクシーについて

■タクシーの利用のしやすさ

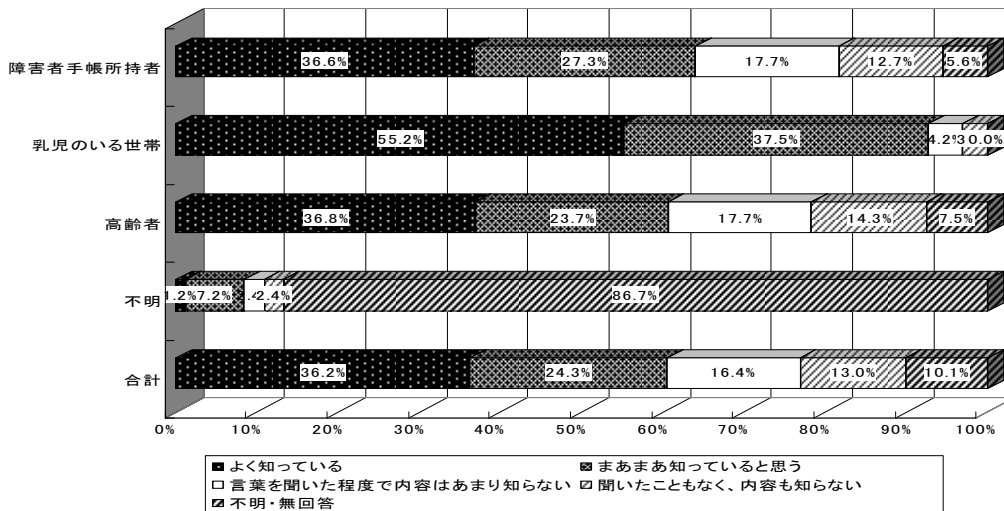


■ タクシーの利用に際して困ること（複数回答可 3つまで）

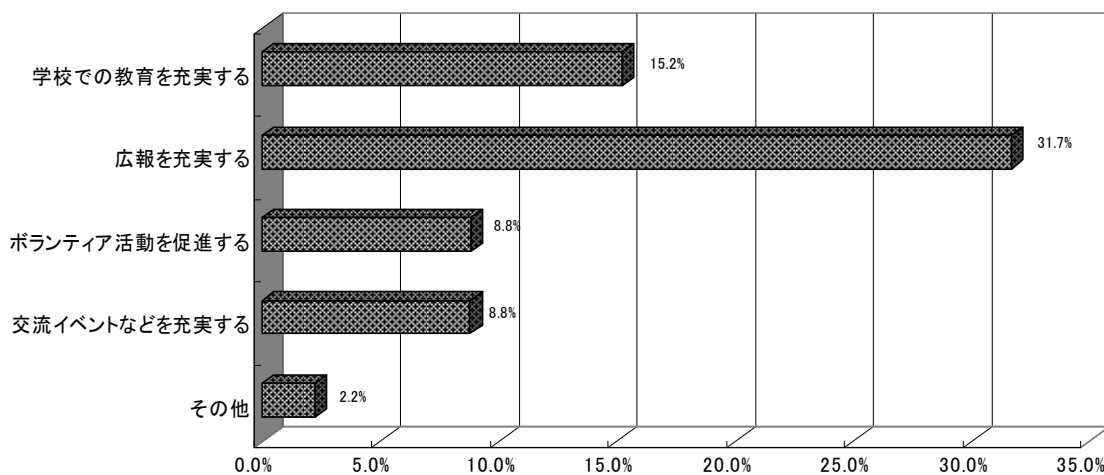


2-9. バリアフリーの認知状況と市民のバリアフリー等に対する意識高揚方法について

■ バリアフリーの認知状況



■ 市民のバリアフリーなどに対する意識を高める方法



2-10. 自由意見（意見が多い順に並べています）

① 京阪萱島駅へのエレベータの設置<342件（回答者の17.1%）>

② 道路が危険や歩道の設置<155件（7.7%）>

③ 放置自転車対策<128件（6.4%）>

④ 京阪萱島駅のエスカレーターのプラットホームまでの延伸<89件（4.4%）>

⑤ 道路の段差や坂を無くしてほしい<72件（3.6%）>

⑥ 駅前広場からバスに乗れるようにしてほしい<51件（2.5%）>

⑦ 違法駐車を取り締まりを強化してほしい<39件（1.9%）>

⑧ 横断しやすいように信号や交差点の改善してほしい<23件（1.1%）>

⑨ バスのサービスを充実してほしい<22件（1.1%）>

⑩ 歩行者にとって自転車が危険であり対策を強化してほしい<17件（0.8%）>

⑪ 店舗のはみ出し営業の対策をしてほしい<9件（0.4%）>

⑫ 駅や周辺の通りを明るくしてほしい<9件（0.4%）>

⑬ 駅のトイレの改善をしてほしい<7件（0.3%）>

⑭ 駅の大坂（西）側の玄関にスロープを整備してほしい<2件（0.1%）>

⑮ 駅前広場のトイレを改善してほしい<2件（0.1%）>

⑯ バス停を改善してほしい<2件（0.1%）>

⑰ バリアフリーの整備を早くしてほしい<2件（0.1%）>

参考資料－４ タウンウォッチング調査結果の概要

1. 調査の目的

高齢者や障害者の方々が市民調査員となって、介助者とともに京阪萱島駅周辺地区を歩くことで、バリアの実態を把握する。

2. 調査実施日時

■2004年10月3日（日） 13：00～16：30

3. 参加者（合計57名）

■市民調査員：13組14名

□車いす使用者：2名 □杖使用者：2名 □視覚障害者：2名 □聴覚障害者：2名 □
高齢者：4名 □子供づれの親子：1組（2名）

■介助者：6名

□車いす介助：2名 □視覚障害者介助：2名 □手話通訳：2名

■調査指導者（グループアドバイザー）

□高岸 節夫（大阪府立工業高等専門学校教授）

（京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定連絡会会長）

■ヒアリング・写真スタッフ：13名（大阪府立工業高等専門学校学生）

■事務局：10名（寝屋川市まち政策部都市計画室、コンサルタント）

■オブザーバー：13名（連絡会委員・作業部会委員等）

4. 調査方法

下記の二つの調査コースに分かれ、市民調査員と介助者は、ヒアリングスタッフと共に京阪萱島駅周辺地区内を歩き、コースの中で市民調査員は随時、課題箇所など気付いた点をヒアリングスタッフに告げ、ヒアリングスタッフは、その内容や地点をヒアリング調査用紙に記録し、現場状況を写真に記録した。

その後、参加者は下神田公民館にて、課題箇所のまとめ作業と意見交換会を行った。

◇Aコース：京阪萱島駅京都側改札（駅前広場）→市道萱島堀溝線→萱島自治会館→市道萱島堀溝線→京阪萱島駅前広場→京阪萱島駅京都側改札口→京阪萱島駅構内（京都方面プラットホーム）→京阪萱島駅大阪側改札口→市道寝屋川右岸線→下神田公民館

◇Bコース：京阪萱島駅京都側改札（駅前広場）→京阪萱島駅大阪側改札口→京阪萱島駅構内（大阪方面プラットホーム）→京阪萱島駅京都側改札口→市道萱島御幸線→市道寝屋川右岸線→下神田公民館

5. 調査結果の概要

■ Aコース

		意見の概要
駅前広場	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロックで振動を感じる。細かい方が良い。点字が黄色でないので、見にくい。 身障者用トイレに紙が無い。鏡が無い。健常者が利用し、汚している。 階段と斜路の案内等があった方が良い。
	杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差が高すぎて上りづらい。 トイレ前に手すりしてほしい。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場は歩きやすい。 東口の点字ブロックが端によりすぎである。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車が邪魔である。 歩道に勾配があり、歩きにくい。斜めに傾斜している。歩道が凸凹している。 街路樹の蓋がはずれている。 トイレ（一般用に）緊急連絡ボタンを設置してほしい。
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 路面が凸凹しており、歩きにくい。 看板が出ており邪魔である。 階段のところに商品が置いてあり、上りにくい 放置自転車がが多く、歩道が狭くなっている。
	子ども連れの親子	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の中央に木があり、歩道が狭い。 放置自転車・バイクがあり、通行がしにくい。 段差があり、ベビーカーのタイヤが引っかかる。
市道萱島御幸線・市道寝屋川右岸線	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> 段差がかなりあり、危険である。 点字をさけた時の沿道の植木の葉（尖った植物）が危険である。 公民館前の歩道と車道の段差がかなりあり、途中から歩道に上がることができない。歩道の幅員も狭く、対面通行しにくい。 歩道のタイルの目地幅が狭くて快適である。
	杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> スロープがあり、楽である。 点字ブロックが凸凹していないので、楽である。歩道の舗装もきれいである。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> スロープが良い。 音声信号が無い。 スロープを降りてから点字ブロックが無い。 駐輪場の前の歩道の勾配がきつい。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が途中ででき、通行しにくい。（となりの歩道との柵をとって行けるようにしては） 歩道に柵をつけてほしい。 公民館の前の葉先が尖った木の葉が歩道にはみ出し、危険である。 側溝の蓋に隙間がある。
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が狭い。 信号が見えない。 歩道と車道の段差が高く、万が一転落した時に危険である。 歩道に放置自転車がが多く、歩行できない。 スロープの出口に可動式ボールの頭が出ており、つまづく可能性があり、危険である。 溝の蓋に隙間がある
	子ども連れの親子	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が狭いため、すれ違いがしにくい。信号があり、信号待ちしている人がいると危険である。
市道萱島堀溝線	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> 木の周りの柵が顔の位置に近く、当たりそうで怖い。 車道と歩道の段差がかなりあり、介助者（押す方）、障害者（乗っている方）ともに、車イスが流され、危険である。歩道が凸凹波打っている。 自転車が歩道いっぱい駐輪し、顔に近くて危険を感じる。 道路際の勾配がきつく、車イスが流される。また、歩道の線が薄く、ほとんど見えなく、狭い。 歩道がない（歩道幅が狭い）ため怖い。特に、駐車車輛や看板などを避けるために車道側に出るのが怖い。グレーチングが荒く、前輪がはまってしまう。 マンションの自転車が邪魔である。歩道部分が狭い上に看板がでていいるなど障害物が多い。（分離の白線も薄くなっている）
	杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> 道の端が斜めになっている。看板が道にはみ出ている。歩道の線が消えかけている。道路が凸凹になっており、歩きづらい 信号の横断時間が短い
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロックは、黄色でないとうわりにくい。点字ブロックが端にありすぎる。 道の端の勾配がきついので、介助者との差ができ、歩きにくい。 看板、自転車、自動車が邪魔になっている。放置自転車が発生しない方策が必要である。 横断歩道が無いので渡れない。 歩道の線だけでも引いてほしい。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 途中で歩道が無くなっている。 点字ブロックの上に放置自転車がのっている。歩道の真ん中に電柱がある。 T字路に信号が必要では。スクランブル方式の交差点にならないか。 看板がはみ出している。車の駐車があるなど、歩きにくい。 マウンドアップの歩道を両側に設置してほしい。また、電線を地下埋設してほしい。（雨のしずくが落ちてこないように） 道路の白線が消えている。
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 道路が傾いている。雨の日滑って危険である 歩道が狭く怖い。駐車している車があり、車道を歩かなくてはならない。 お店の看板やマンションの自転車が道路（歩行者の通行部分）にはみ出しており、車道を歩かなくてはならない。
	子ども連れの親子	<ul style="list-style-type: none"> 歩道が無く、勾配がきついため、ベビーカーを押しづらい。車も多く、危険である。 道路に自転車がはみ出しており、車道側に出た時に、車が来ると危険である。

		意見の概要
京 阪 萱 島 駅	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・券売機の上の方まで手が届かない。足を入れる部分が無いので横を向かなければならない。 ・エスカレータしか無いので不便（エレベータがほしい）＊駅員さんが手伝ってくれるが、エスカレータの場合は他の人を待ってもらわなければならないので気遣う。担いでもらう場合には、位置が高くなるので怖い。車イスの場合、西の改札（大阪側）しか利用できない。常に駅員さんに付き添ってもらうので、待合室等の利用がしにくい。 ・エスカレータを下りにして降りるが角度がきつく怖い。 ・車イス用のトイレが無い。
	杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカレータの上りはあるが、下りがなく不便である。エレベータがほしい。（エスカレータは中途半端である） ・段数が多すぎる。 ・手すりがあるので良い。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレまでの点字ブロックが無い。男女の区別が無い。段差がある。 ・トイレにも点字ブロックがあれば良い。 ・トイレの手すりが邪魔である。 ・ホームの点字ブロックがホーム端（電車）まで近すぎる。点字ブロックが滑りやすい。点字ブロックが黒くなっており、見にくい。 ・誘導の音は鳴るが、何の音か分からない。 ・スロープに点字ブロックが無い。 ・切符売り場であることがわかる音声があるとわかりやすい。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・改札前に先発・次発の案内表示がほしい。 ・上下のエスカレータを設置してほしい。 ・トイレに緊急連絡ボタンを設置してほしい。 ・電話ボックスにファックスをつけてほしい。 ・異常時の案内を電光掲示板にしてほしい。 ・ホームの幅に狭いところがある。 ・トイレの入り口段差がある。 ・駅の案内板までの点字ブロックが無い。 ・改札前に先発・次発の案内表示や音声案内がほしい。改札外の南側の出入り口は階段しかなく、放置自転車で通行しにくい。 ・植え込みの形を変えて歩道を広くしてほしい。
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベータが無く、不便である。 ・下りのエスカレータが無い。 ・京都側改札からプラットホームに上がる階段が長い。 ・出口に段差があり、危険である。
	子ども連れの親子	<ul style="list-style-type: none"> ・ポールの間隔が狭く、ベビーカーが通りにくい。広く空いているところが1カ所しかない。 ・エレベータが無いので、エスカレータで上らないといけない ・階段だけなので、女性1人だとベビーカーを本あげの大変である ・トイレの中が小さくベビーカーと一緒に入れなく、子どもを座らせておく場所もない。 ・トイレ入り口に段差があり、入りづらい。

■ Bコース

		意見の概要
駅 前 広 場	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・派出所の前のスロープと階段をいっしょにして、スロープにする。 ・派出所の前の駅前広場から道路（萱島本町1号線）までのスロープの勾配がきつい。 ・トイレが汚い（タバコの吸い殻、新聞、ゴミ）。 ・トイレに鏡をつけてほしい（割れない、持って行かれないように工夫して）。 ・ポールの間隔が狭い。
	杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の商品がはみ出しており、通行の障害になっている。 ・点字ブロックが杖に引っかかり、こける原因になる。 ・派出所前のスロープの勾配がきつく、歩行しにくい。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車がも多く、移動しにくい。 ・点字ブロックは黄色が良い。 ・店舗の商品が路上に出ており、通行の障害になっている。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場までのバスがあれば便利である。＊バス停が離れており、歩かなければならない。 ・休日でも萱島市民センターを利用できるようにしてほしい。手話通訳者がいると便利である。（駅も） ・派出所に手話通訳者がいると便利である。 ・道路との交差点部にミラーがあると車が来ていることが分かる。道路全体にミラーがない。
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、土曜日・日曜日の放置自転車がも多く、通行しにくい。（役所が休みのため）＊寝屋川市か門真市のどちらかに連絡すればよいかわかりにくい。

		意見の概要
市道萱島御幸線・市道寝屋川右岸線	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープが急（もりあがっている）であり、車イスでは移動できない。 ・駐輪場の出入口部分がかかなり急な坂であり、車イスが横に落ちていってしまう。 ・駐輪場出入口の凸凹が危険である。 <ul style="list-style-type: none"> ・駅へのスロープには滑り止めのゴムがあるので良い。 ・交差点の横断歩道部分の歩道の横断勾配がきつい。 ・直線部分は点字ブロックを1つおきにし、車イスが移動しやすいようにしてほしい。
	杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープは、幅が広く、勾配も緩く良いが、車止めの頭が障害になり、杖だと滑る。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導ブロックがない。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の路面が凸凹である ・音声信号が設置されていない。 ・歩道と車道の段差がかかなりあるが、柵がない。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道があるのに信号がない。＊通行するのが危険（交通量が多い、車との出会い頭が危険）
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道を設置してほしい ・凹みがあり、つまづき危険である。 ・横断歩道近くに自転車がたくさん放置してあり、通行の障害になっている。
市道萱島本町1号線	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・萱島神社前の道路の凸凹が通行しにくい。 ・階段だけであり、スロープ等が無い。
	杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・階段だけしかなく、不便である。階段の前に放置自転車が多く、通行の障害になっている。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車が飛び出てきて、危険である。 ・コンビニの前は、いつも駐輪がいっぱいで通行しにくい。 ・電柱にかかっている看板が通行の障害になっている。 ・道路の路面が凸凹である。 ・放置自転車が多い。 ・スロープがなく、不便である。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・車が結構通るのに、信号が少ない。（狭い道路だが信号を設置してほしい） ・歩道に柵がついているのは良い ・放置自転車が多すぎる。通行の障害になっている。 ・信号と横断歩道を設置してほしい。
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・萱島橋の勾配が急である。 ・段差につまづき、危険である。溝蓋がかけているなど、神社前の道路の舗装の補修が必要である。
京阪萱島駅	車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪側に上りエスカレータがあるが、速度が速く、遅くしてほしい。エレベータを設置してほしい。 ・券売機は低くするなど、車イスでも利用しやすいようにしてほしい。
	杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベータがないとプラットホームに上れない。 ＊エスカレータは速度が速いため、危険である。遅くできないか。また、一般の人がエスカレータを駆け上がったたりするので、危険である。 ・トイレ出入口に段差があり、危険である。 ・和式トイレしかなく、洋式のトイレも設置してほしい。 ・トイレの通路の幅が狭い。 ・階段の中央にも手すりを設置してほしい。手すりをつける場合も、もたれることができる壁を設置してほしい。
	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・券売機の音声誘導がない ・駅名や運賃の点字案内がない。（もっと文字を大きくしてほしい） ・トイレの音声案内がない。 ・プラットホームに転落防止柵がない ・電車乗降口が分かる点字ブロックがない ・エスカレータの降り口が分かる点字ブロックがない ・時刻表に点字案内がない ・音声による発車時間案内があれば良い ・待合室がわかりにくい（音声、点字による案内） ・夜間ホームが暗い ・階段は弱視の人でも段差が分かる
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・改札口にも電車がいつ来るなど分かるように電光掲示板を設置してほしい。 ・事故が起きて電車が遅れる場合など、すぐに分かるように電光掲示板を設置してほしい。（電車の中にも） ・時刻表の字が小さすぎる ・プラットホームに転落防止柵を設置してほしい。（萱島駅は特急や急行が通過する）
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・駅の中にエレベータを設置してほしい ・下りや京都側改札方面のエスカレータを設置してほしい ・視覚障害者の人が電車の乗り口が分かるよう、誘導ブロックを整備してほしい。

参考資料－５ 「基本構想（素案）」に対する市民意見反映について

１．意見を提出された市民の数

平成 17 年 1 月 15 日発行の「広報ねやがわ」及び寝屋川市ホームページに、基本構想（素案）に対する市民意見募集の記事を掲載し、平成 17 年 1 月 31 日までに 10 人の方から 15 件（内類似意見 1 件）の意見が提出された。

２．基本構想（素案）の変更や反映を検討することが必要な意見

京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定にあたって、市民の方から意見を募集（パブリックコメント）し、提出された意見を十分に検討し、基本構想（素案）との関連及び市の考え方をまとめた。意見の内容は次のとおりです。

■市民意見と市民意見に対する市の考え方

	該当章	提出された意見の概要	類似意見件数	提示された意見と基本構想（素案）との関連及び市の考え方について
意見①	第 2 章	京阪萱島駅におけるエレベーターやエスカレーターの設置など、安全で円滑な上下移動の経路の確保が必要	1 件	第 2 章では、京阪萱島駅周辺に居住されている高齢者・身体障害者等の方へのアンケート調査やタウンウォッチング調査で指摘された問題点をもとに課題を整理しています。アンケート調査及びタウンウォッチング調査においても「駅の改札口とプラットホーム間は、西改札口からは上りエスカレーターが設置されているだけであり、上下移動が困難である。」という課題が指摘されており、頂いたご意見と類似の内容について、基本構想（素案）の 13～15 頁に指摘の課題を記載しています。さらに、基本構想（素案）の 33、34 頁に、京阪萱島駅構内では「安全、円滑に移動ができるように、エレベーターを設置」していくことを示しています。 基本構想策定後、京阪萱島駅へのエレベーター設置について、京阪電気鉄道株式会社との話し合いを進めていきます。
意見②	第 2 章	府道木屋門真線と駅前広場を結ぶ大型車が通行できる道路整備	1 件	第 2 章では、上記の意見と同様に、京阪萱島駅周辺に居住されている高齢者・身体障害者等の方へのアンケート調査やタウンウォッチング調査で指摘された問題点をもとに課題を整理しています。このため、頂いたご意見と類似の意見がなかったため、現在の基本構想（素案）には記載していません。交通バリアフリー基本構想は、交通バリアフリー法に基づき、平成 22（2010）年を整備目標として、高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を促進することを目的として策定しています。このため、大型車等が通行できる道路整備に関する課題については、本基本構想とは別に検討する意見として取り扱いさせていただきます。
意見③	第 2 章	バリアフリーのために設置されているスロープは、勾配がきつく、手押し車では危険	1 件	第 2 章では、上記の意見と同様に、京阪萱島駅周辺に居住されている高齢者・身体障害者等の方へのアンケート調査やタウンウォッチング調査で指摘された問題点をもとに課題を整理しています。このタウンウォッチング調査においても「スロープの勾配がきつい」という課題が指摘されており、頂いたご意見と類似の内容について、基本構想（素案）の 13、15 頁に指摘の課題を記載しています。さらに、基本構想（素案）の 33、34 頁に、京阪萱島駅前広場の「派出所前のスロープを緩やかな勾配に改善することを検討」すること等を記載しています。 基本構想策定後、道路特定事業計画の検討を行う中で、整備の検討を進めていきます。

	該当章	提出された意見の概要	類似意見件数	提示された意見と基本構想（素案）との関連及び市の考え方について
意見④	第4章	京阪萱島駅にエレベーターの設置	2件	<p>頂いたご意見と類似の内容について、基本構想（素案）の33、34頁に、京阪萱島駅構内では「安全、円滑に移動ができるように、エレベーターを設置」することを記載しています。</p> <p>基本構想策定後、京阪萱島駅へのエレベーター設置について京阪電気鉄道株式会社との話し合いを進めていきます。</p>
意見⑤	第4章	ベビーカー等の京阪萱島駅における安全で円滑な上下移動の経路の確保	1件	
意見⑥	第4章	市道萱島1号線、市道萱島堀溝線、府道木屋門真線（バス停まで）に車イスが通行できる通路の確保	1件	<p>基本構想（素案）の33、34頁に、高齢者・身体障害者等をはじめ多くの人々が安全かつ円滑に通行できる「みちづくり」を目指し、頂いたご意見の道路については次のように示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道萱島1号線…歩道の拡幅や誘導ブロックなどの整備を検討。 ・市道萱島堀溝線…将来のバスの通行や沿道周辺のまちづくりの状況を勘案しつつ、歩行者の安全対策などを検討。 ・府道木屋門真線…都市計画道路の整備時期を勘案し、大阪府等と協議を行いながら歩行者の安全対策などを検討。 <p>基本構想策定後、道路特定事業計画の検討を行う中で、整備の検討を進めていきます。</p>
意見⑦	第4章	子ども連れの歩行者等が安全で円滑な通行ができる通路の確保	1件	<p>基本構想（素案）の33、34頁に、高齢者・身体障害者等をはじめ多くの人々が安全かつ円滑に通行できる「みちづくり」を目指し、京阪萱島駅周辺地区の経路についての整備内容を示しています。</p> <p>基本構想策定後、道路特定事業計画の検討を行う中で、整備の検討を進めていきます。</p>
意見⑧	第4章	歩行者や車椅子、自転車等が円滑に通行できる道路の凸凹の解消	1件	<p>頂いたご意見と類似の内容について、基本構想（素案）の33、34、36頁において、歩道舗装等の整備を検討するとともに「道路の凸凹の修復」についても記載しています。</p> <p>基本構想策定後、道路特定事業計画の検討を行う中で、整備の検討を進めていきます。</p>
意見⑨	第3章 第4章	京阪萱島駅周辺地区におけるバスサービスの充実	1件	<p>基本構想（素案）の33、34頁に、京阪萱島駅周辺地区におけるバスサービスについて、「周辺地域と京阪萱島駅を連絡するバス運行を検討」することと記載しています。</p> <p>基本構想策定後、京阪萱島駅周辺地区におけるバスサービスの充実に向けた検討を進めます。</p>
意見⑩	第4章	京阪萱島駅前広場と萱島駅周辺地区を結ぶバスサービスの充実	1件	
意見⑪	第4章	京阪萱島駅前広場へのバス乗り入れ	1件	
意見⑫	第5章	萱島駅にエレベーター設置のための京阪電気鉄道株式会社との話し合いの場の設置	1件	<p>基本構想策定後、公共交通特定事業計画の検討を行う中で、京阪萱島駅へのエレベーター設置について京阪電気鉄道株式会社との話し合いを進めていきます。</p>
意見⑬	その他	南水苑、ポンプ場近くに寝屋川を渡ることができる橋の設置	1件	<p>交通バリアフリー基本構想は、交通バリアフリー法に基づき、平成22（2010）年を整備目標として、高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を促進することを目的として策定しています。頂いたご意見は、本基本構想が対象とする京阪萱島駅への高齢者・身体障害者等の主要な移動（歩行）経路の整備に関する意見ではないため、本基本構想とは別に検討する意見として取り扱わせていただきます。</p>
意見⑭	その他	南水苑橋の東部地区での道路や公園の整備	1件	

市民の意見の反映については、平成17年3月1日号の「広報ねやがわ」及び本市ホームページにおいて周知しました。

京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

(発行日 平成 17 年 3 月)

編集・発行 寝屋川市 まち政策部 都市計画室
〒 572-8555 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号
Tel :072(824)1181 (代表)
FAX:072(825)2618
URL:<http://www.city.neyagawa.osaka.jp>
E-mail:tosikei@city.neyagawa.osaka.jp

この資料は、調査研究から印刷まで委託して作成しております。
本編 150 部、概要版 150 部、パフレット 1500 部作成し、費用は 2,835,000 円です。